

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (森林整備課) 一
- 保安林の指定の解除の予定 (二件) (同) 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (防災砂防課) 二
- 土地改良区役員の退任の届出 (大河原地方振興事務所) 三
- 宮城県海区漁業調整委員会
- まだら固定式さし網漁業の制限 三
- 流し網漁業等の制限 九
- 仙台湾における水産動植物の保護区域の設定に関する制限 一二

告 示

○宮城県告示第九百二十七号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第
四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が
あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和元年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号

事業所の名称及び
所在地廃止する指定障害
福祉サービスの種類

設置者名

廃止年月日

○四一〇二〇〇五八

石巻市鹿妻南二丁目
十六番十七号自立訓練（生活
訓練）社会福祉法人
夢みの里令和元年十一
月三十日

○宮城県告示第九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安
林の指定を解除する予定である。

令和元年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市大原浜戸泥一、一三の一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安
林の指定を解除する予定である。

令和元年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市清水田浜尾崎一三の五、一四の七、一六の一七、三一の二二、俵沢四の三

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を
解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和元年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

水道事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県大河原土木事務所において縦覧に供する。

令和元年十一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

寄門急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号とを結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱十二号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十二号と二十一号とを結んだ線に囲まれた土地の区域、標柱二十二号から三十六号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と三十六号とを結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
柴田郡	村田町	沼辺	寄門二	百七十九番	一号
				十八番地先道路敷	二号
				十八番	三号
				三十二番	四号
				三十二番二号	五号
				三十五番二号	六号

		東小沼二	三十五番	七号
		寄門二	三十八番	八号
			百二十三番	九号及び十号
			百七十九番	十一号
			五十六番一号	十二号
			五十八番一号	十三号
			百七十六番	十四号
			九十二番	十五号
			九十三番	十六号
			九十七番一号	十七号
			九十五番	十八号
			九十四番	十九号
			百七十六番	二十号及び二十一号
			百十五番一号地先道路敷	二十二号
			百十五番三号	二十三号
			百二十九番	二十四号
			百三十九番一号	二十五号及び二十六号
			百四十一番	二十七号
			百四十二番	二十八号及び二十九号
			百五十三番	三十号

寄門二	岡			
百七十番	五十八番五号	百三十番	百五十七番	百五十六番
号	三十四号	三十三号	三十二号	三十一号
三十五号及び三十六号				

○宮城県告示第九百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、あぶくま川水系角田地区土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和元年十一月二十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 千葉 隆 政

退任した者

令和元年十月二十日	氏名	住所	役職名
	佐藤 仁治	伊具郡丸森町館矢間館山字坪石四十一番地	理事

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面（共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。）において、二十トン未満の漁船を使用して行うまだら固定式さし網漁業（以下「まだら固定式さし網漁業」という。）の操業については、次のとおり制限する。

令和元年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠山 喜勝

一 制限期間

令和二年一月一日から令和二年二月二十九日まで

二 操業区域

石巻市網地島濤波崎正東の線以北の宮城県地先海面

三 操業期間

令和二年一月一日から令和二年二月二十九日まで

四 操業の届出

規制区域においてまだら固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領に定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届出をしなければならない。

五 操業の条件及び制限

- 一 四の届出をした者（以下「届出者」という。）は、操業する際、委員会が交付する届出を受理したことを証する書面を漁船に備え付けなければならない。
- 二 届出者は、操業期間中、別に定める標識を漁船の船橋の両側又は両舷、船外機船にあっては船体の見やすい場所に表示しなければならない。
- 三 操業方法は、朝さし網（おおむね午前四時に投網し、午前七時に揚網を開始する操業方法）又は留さし網（朝さし網以外の操業方法）によるものとする。なお、一日の操業につき、朝さし網と留さし網のいずれか一方のみ操業できるものとする。
- 四 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、沖合底びき網漁業禁止ラインより岸側に敷設する場合であつて、他種漁業を営む者との間で事前に調整がなされている場合はこの限りでない。
- 五 朝さし網により沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域において操業（漁具の投網（敷設）から揚網終了までの間）する場合は、沖側の漁具に設置した標識（ボンデン）付近に待機し、トラブル回避のために定めた共通の無線チャンネルを通じて、常時傍受できる状態にしておくほか、必要に応じ、連絡代表船を介し、無線又は船舶電話等により交信し、トラブル回避に努めなければならない。
- 六 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。
- 七 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 八 届出者は、当該漁業者間で協議し、操業ルールを定めるとともに、定められた操業ルールを遵守するよう努めなければならない。

(別紙)

まだら固定式さし網漁業操業事務取扱要領

(操業の届出及び変更の届出)

第一 まだら固定式さし網漁業の制限(令和元年宮城海区漁業調整委員会指示第三号。以下「委員会指示」という。)四の届出(以下「届出」という。)をしようとする者は、まだら固定式さし網漁業操業届出書(様式第一号。以下「操業届出書」という。)を宮城海区漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県水産林政部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 届出をした者(以下「届出者」という。)は、操業届出書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくまだら固定式さし網漁業変更届出書(様式第二号。以下「変更届出書」という。)を委員会に提出しなければならない。

3 操業届出書及び変更届出書は、届出者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、まだら固定式さし網漁業操業届出一覧表(様式第三号)を添えて提出するものとする。

(届出書の受理)

第二 操業届出書及び変更届出書は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)その他の関係法令に抵触しない場合及び漁業調整上支障がない場合に限り受理するものとする。

(届出済証の交付)

第三 委員会は、第二の規定に基づき届出を受理したときは、届出者の住所の所在地を管轄する地方振興事務所(以下「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろう装置及び漁網を含む。)を確認の上、届出を受理したことを証する書面(以下「届出済証」という。)を届出者に交付する。

2 届出済証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(船体の標識)

第四 委員会指示五の2で別に定める標識は、様式第四号とする。

(漁獲成績報告書)

第五 委員会指示五の7の漁獲成績報告書は、様式第五号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(操業届出書等の経由)

第六 操業届出書、変更届出書及び第五の漁獲成績報告書は、地方振興事務所を経由して提出するものとする。

(様式第一号)

まだら固定式さし網漁業操業届出書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

まだら固定式さし網漁業を操業したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 操業期間 令和2年11月1日から同年2月29日まで

2 操業区域 石巻市網地島灣波崎崎王東の線以北の宮城県地先海面。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総 ト ン 数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

(5) 無線の有無

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 届出理由

※ 以下は記入しないでください。

届出番号 宮まだら固 第 号

この届出を受理します。

宮城海区漁業調整委員会

会 長 嶋 山 喜 勝 印

(様式第4号)

宮まだら固 第 号○

- 1 文字及び数字(届出済証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(届出済証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第5号)

まだら固定式さし網漁業漁獲成績報告書

No. _____

提出年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮まだら固第 _____ 号
氏名	印	船名	
刺網の模	目合： _____ 寸 _____ 分 (_____ cm) 総延長： _____ m・使用反数： _____ 反	乗組員数	_____ 人 ※船主(船頭)を除いた人数を記載

年 _____ 月 _____ 分

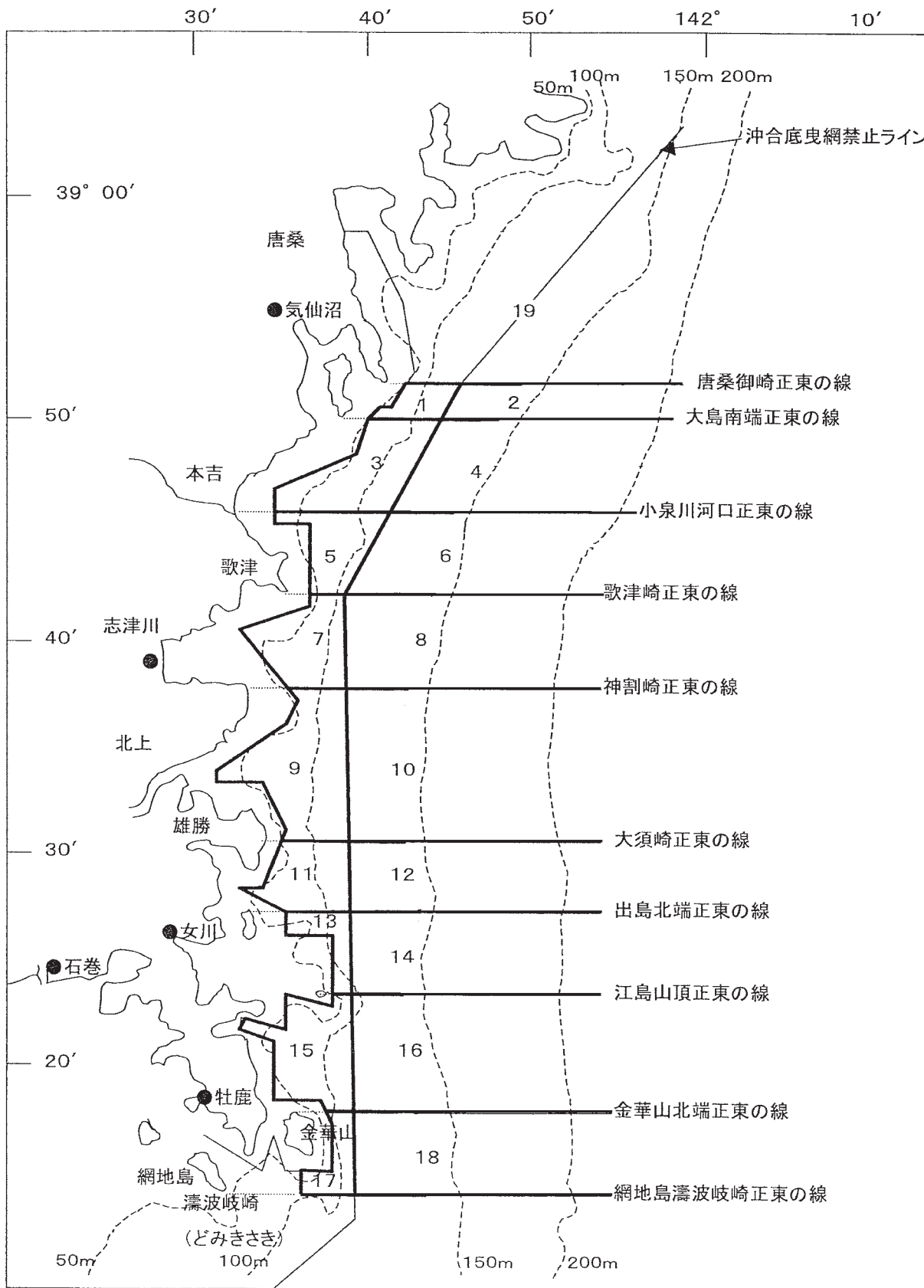
日	漁場番号	水深(m)	数量(kg)	尾数(尾)	金額(千円) ※税抜き	操業方法 (いずれかに○印をする)
1						朝さし網・留さし網
2						朝さし網・留さし網
3						朝さし網・留さし網
4						朝さし網・留さし網
5						朝さし網・留さし網
6						朝さし網・留さし網
7						朝さし網・留さし網
8						朝さし網・留さし網
9						朝さし網・留さし網
10						朝さし網・留さし網
旬計						
11						朝さし網・留さし網
12						朝さし網・留さし網
13						朝さし網・留さし網
14						朝さし網・留さし網
15						朝さし網・留さし網
16						朝さし網・留さし網
17						朝さし網・留さし網
18						朝さし網・留さし網
19						朝さし網・留さし網
20						朝さし網・留さし網
旬計						
21						朝さし網・留さし網
22						朝さし網・留さし網
23						朝さし網・留さし網
24						朝さし網・留さし網
25						朝さし網・留さし網
26						朝さし網・留さし網
27						朝さし網・留さし網
28						朝さし網・留さし網
29						朝さし網・留さし網
30						朝さし網・留さし網
31						朝さし網・留さし網
旬計						
合計						

まだら固定式さし網漁業の操業に要した経費(1月、2月のどちらかの月のみ操業の場合は、操業月の報告に経費を記載、1~2月に操業した場合は、2月の報告書に操業に要した経費の合計を記載する)

漁具費	燃料費	人件費	その他()	経費合計
千円	千円	千円	千円	千円

※人件費は乗組員の人件費を記載願います(船主(船頭)分を除く)。
※金額は千円未満切り捨てて報告願います。

宮城県地先海面における「まだら固定式さし網漁業」操業区域



様式第4号

はえなわ漁業者業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用針数:	本	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		その他	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

様式第5号

はもどう漁業者業状況報告書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名

印

下記のとおり、着業しましたので報告します。

所属漁協名		乗組員数	人	
船名		1張り当たりの総延長:	m	
漁船登録番号	-	1張り当たりの使用どう数:	個	
総トン数	トン	総使用張り数:	張り	
推進機関の種類及び馬力数	馬力又はキロワット	規	模	(※何張り敷設しているか記入する。)

1 操業状況

月	操業日数	主な魚種別漁獲量 (kg)		金額 (円)
		まあなご	計	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
計				

2 操業に要した所要経費

漁具費	燃料費	人件費	費 (千円)		経費合計 (千円)
			その他()	()	

※所要経費欄には、操業期間中に要した経費を記入して下さい。人件費についても、なるべく正確に記入して下さい。家族の分の人件費が計算できない場合は、欄外に「乗組員〇〇人のうち家族××人の人件費は含まない」等と記入して下さい。

(A4縦)

○宮城海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、仙台湾における水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり制限する。

令和元年十一月二十六日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 制限期間

令和元年十二月一日から令和二年四月三十日まで

二 制限の内容

次の表に示す保護区域においては、全ての水産動植物を採捕してはならない。ただし、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第四十八条第一項の規定により知事の許可を受けて採捕する場合及び試験研究機関が採捕する場合は、この限りでない。

保護区域名	保護区域（表示は、世界測地系による。）
仙台湾A区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十六・九〇分、東経百四十一度十三・一〇分 点イ 北緯三十八度十六・六〇分、東経百四十一度十四・三六分 点ウ 北緯三十八度十五・六三分、東経百四十一度十四・〇〇分 点エ 北緯三十八度十五・九〇分、東経百四十一度十二・八〇分
仙台湾B区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十一・八九分、東経百四十一度十三・八六分 点イ 北緯三十八度十一・四〇分、東経百四十一度十五・六二分 点ウ 北緯三十八度十・四七分、東経百四十一度十五・二九分 点エ 北緯三十八度十・九二分、東経百四十一度十三・四八分
仙台湾C区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度〇八・〇〇分、東経百四十一度〇四・一六分 点イ 北緯三十八度〇七・四二分、東経百四十一度〇六・五九分 点ウ 北緯三十八度〇五・五〇分、東経百四十一度〇五・八四分 点エ 北緯三十八度〇六・一〇分、東経百四十一度〇三・四一分
仙台湾D区域	次の点ア、イ、ウ、エ、アの各点を順に結んだ線によって囲まれた区域 点ア 北緯三十八度十八・五八分、東経百四十一度十五・六〇分 点イ 北緯三十八度十七・三五分、東経百四十一度十七・六二分 点ウ 北緯三十八度十五・八〇分、東経百四十一度十六・二一分 点エ 北緯三十八度十六・九八分、東経百四十一度十四・二一分